

保険税の軽減措置

保険税軽減の拡大（5割・2割軽減）

世帯の合計所得が一定基準額以下の世帯は、保険税のうち均等割額が軽減対象となります。平成26年度からこの基準額を引き上げ、対象者を拡大しました。

■7割軽減（変更なし）

国保加入者の総所得金額の合計が、33万円以下の場合

■5割軽減 軽減判定上、国保に加入

している世帯主（改正前は世帯主含まず）を含めることとしました。

国保加入者の総所得金額の合計が、33万円を超え、国保加入者の人数×24万5000円+33万円以下の場合

（例）国保加入者4人世帯の軽減対象額
：4人×24万5000円+33万円
＝131万円以下

■2割軽減 軽減判定上、国保加入者に乗じる額を45万円（改正前は35万円）に引き上げました。

国保加入者の総所得金額の合計が、33万円を超え、国保加入者の人数×45万円+33万円以下の世帯の場合
（例）国保加入者4人世帯の軽減対象額
：4人×45万円+33万円＝213万円以下

※未申告の方がいる場合は、軽減の対象となりません。昨年中の所得がなかった場合でも、必ず申告してください。

解雇などで失業した方

解雇などにより失業した方で次の要件をすべて満たす場合、保険税の軽減を受けることができます。申請が必要です。

①離職時に65歳未満の方
②平成21年3月31日以降に解雇などの理由で失業した方

③雇用保険の特定受給資格者（倒産・解雇などによる離職）、または特定理由離職者（雇止めなどによる離職）で失業等給付の基本手当の受給資格のある方

必要書類 雇用保険受給資格者証

※ハローワークでの交付手続きが必要
です。

軽減期間 離職日の翌日の属する年度

から翌年度末まで

軽減方法 失業した本人の前年給与所得を100分の30とみなして所得割額を算定

保険税の減免措置

次の場合は保険税の減免の対象となります。申請が必要です。

■災害そのほか特別な事情により生活が著しく困難になった場合

■被用者保険（職場の健康保険）の加入者本人が、後期高齢者医療制度

（原則75歳から）に移行したことにより、65歳以上の被扶養者が国保に加入した場合

窓口負担金の減免・徴収猶予

次の事由に該当する方は、医療機関の窓口で負担する費用（一部負担金）の減額、免除または徴収猶予となる場合があります。申請が必要です。

①災害により資産に重大な損害を受け、生活が困難と認められるとき

②事業または業務の休廃止、失業などにより収入が著しく減少し、生活が困難と認められるとき

③そのほか、特別な事情により生活が困難と認められるとき

※条件があります。詳しくは、問い合わせてください。

医療費の伸びを抑えるために

近年、高血圧や心臓病などの生活習慣病が増え、医療費の増加の原因となっています。国保の加入者一人ひとりが、

日ごろの生活習慣を振り返り運動や食事などに気をつけ、健康の保持・増進に努めることが医療費全体の抑制、安定した国保財政の運営へとつながっていきます。ご協力をお願いします。

特定健康診査の受診を

生活習慣病を予防するための特定健康診査や特定保健指導を行っています。国保に加入している40〜74歳の方

に、健康診査受診券を送付しました。定期的に健康診査を受診し、生活習慣病を予防しましょう。

ジェネリック医薬品の活用を

「ジェネリック医薬品」は、特許期間が過ぎた新薬と同一の主成分を持つ薬のことです。新薬に比べて開発費を抑えられるため、価格は新薬の3〜5割程度安くなる場合があります。高血圧や糖尿病などで継続的に服薬している人や、複数の薬を使用している人は、薬代を減らす効果が特に大きくなります。使用について不安な点や疑問点があれば、医師や薬剤師に相談してください。

柔道整復師（整骨院・接骨院）には正しくかかりましょう

柔道整復施術は、すべて保険の適用となるものではありません。受診の際には気を付けてください。

■保険証が使える場合：外傷性のねんざ・打撲、医師の同意のある場合の骨折や脱臼の施術

■保険証が使えない場合：日常生活における疲労や肩こり・腰痛など、病気（リウマチ・五十肩・間接炎・ヘルニアなど）によるこりや痛み、スポーツなどによる肉体疲労改善のための施術

愛護動物の適正飼養講座

飼い主のいない猫を考えるセミナー

市では、市民の皆さんに動物愛護の意識を高めてもらい、市内の生活環境を保全・向上していくことを目的として、飼い主のいない猫の不妊去勢手術を行う団体への手術費用一部助成など、飼い主のいない猫対策を行っています。今回のセミナーでは、飼い主のいない猫対策の先進的な取り組みを紹介するほか、東京都動物愛護相談センター職員による猫の飼い方についての講演など、飼い主のいない猫の問題を皆さんとともに考えます。ぜひ、参加してください。

日時 6月28日(土)午前10時～正午
会場 ゆとろぎ2階講座室1
定員 35人(先着順)
参加費 無料

講師 庄司直子さん(すみだ地域ねこの会代表)、栗原重成さん(東京都動物愛護相談センター多摩支所)

申込み・問合せ 事前に、「氏名・電話番号」を電話・ファクスまたはEメールで環境保全課環境保全係☎226へ
FAX 55412921
✉s205000@city.hamura.tokyo.jp

羽村市学校保健会 設立20周年記念特別講演会

変わりゆく時代と子どもたち

羽村市学校保健会では、設立20周年を記念した特別講演会を行います。

少子高齢化・核家族化・情報化など激しい社会変動の中、家庭・学校・地域ができることについて、元TBSアナウンサーの見城美枝子さんを講師に招き講演を行います。

日時 7月5日(土)午後3時15分～4時30分

会場 ゆとろぎ小ホール
※直接会場へお越しください。

定員 200人(先着順)
参加費 無料

講師 見城美枝子さん(青森大学教授・エッセイスト・ジャーナリスト)



▲見城美枝子さん

主催 羽村市学校保健会
問合せ 学校教育課学務係☎357



季節展示「七夕かざり」

館内と旧下田家住宅の2か所で七夕かざりを展示します。

期間中、「工作コーナー」で短冊を書けるほか、かざりを作ることが出来ます。短冊に願いをこめて、郷土博物館の七夕を楽しみませんか。

期間 6月28日(土)～7月6日(日)午前9時～午後6時(旧下田家住宅は午後5時まで)
会場 オリエンテーションホール・旧下田家住宅

問合せ 郷土博物館☎55812561



▲願い事を書いてかざろう！

自然観察会

虫の気持ちでウォッチング
～草木の好みも十匹十色～

虫がきまった植物を食べることを「食草」といいます。

この自然観察会では、植物とそれを食べにやってくる虫をじっくり観察します。

日時 7月5日(土)午前8時30分～10時30分(小雨決行)

観察場所 郷土博物館周辺
集合・解散場所 郷土博物館
定員 20人(先着順)

※小学生以下は保護者の同伴が必要

参加費 無料
持ち物 虫眼鏡・筆記用具・虫よけスプレー・水筒・帽子・雨具

※履きなれた靴で参加してください。
講師 大崎玄さん(羽村市郷土博物館登録郷土研究員)、倉地正さん(日本鱗翅学会会員)

申込み・問合せ 6月17日(火)から、電話または直接郷土博物館へ☎55812561

